

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

農村集落型集住化モデル計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡下川町

## 3 地域再生計画の区域

北海道上川郡下川町の全域

## 4 地域再生計画の目標

下川町総合戦略では、基幹産業である、農林業をはじめとする既存産業の振興、各産業における担い手、後継者、事業承継者の確保など「産業の振興と雇用の創出」に取り組む、地域経済の好循環化と安定的なしごとの創生を図ることとしている。

このことから、農業において町外からの新規農業参入者の定住を円滑にするため、後継者のいない高齢の農業者と農業研修生が集住する共同住宅を建設して移住を促し、研修生と既存農家とのコミュニティを形成することで、相互の信頼関係の構築、高齢者の生活不安の解消、農業技術の伝承、新規就農者の農地と住宅確保の円滑化を図ることを目的としている。

### 【数値目標】

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	平成32年 3月末	平成33年 3月末
農業研修道場の設置・運営	1件	1件	1件	0件	0件
新規就農者	0人	2人	4人	4人	4人
関連産業 雇用創出数	0人	2人	4人	4人	4人

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

農村地域であることを生かし、農家、高齢者、農業後継者、新規就農者及び予定者など幅広い世帯が集住化し諸課題を解決するとともに、併せて実践的な農業研修ができる場を整備することで、受入体制の強化と新規就農者の早期定着を促進する。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）【A3007】

#### 1 事業主体

下川町

#### 2 事業の名称及び内容：農村集落型集住化モデル事業

町外からの新規農業参入者の定住を円滑にするため、後継者のいない高齢の農業者と農業研修生が集住する共同住宅を建設して移住を促し、研修生と既存農家とのコミュニティを形成することで、相互の信頼関係の構築、高齢者の生活不安の解消、農業技術の伝承、新規就農者の農地と住宅確保の円滑化を図るとともに、農業研修生が実践的な研修（栽培技術・経営等）を行うことができる「農業研修道場」を設置・運営して農業研修生の受入体制の強化と早期定着を促進する。

その目的を達成するため、「農業研修道場」における研修カリキュラムを学識経験者等の知見に基づき策定するとともに、町内の農商工連携事業者を中心に立ち上げた「下川町新規就農者受入対策部会」に農業研修生の受入と研修の実施を委ねる。

#### 3 事業が先導的であると認められる理由

##### 【官民協働】

- ・下川町、農業改良普及センター、協力農家、金融機関、商工会で構成する「下川町新規就農者受入対策部会」を新設し、新規就農希望者の受入のほか農業研修道場における研修、新規就農までのプロセスを協働して実施する新規事業を展開。

##### 【政策間連携】

- ・人口減少・少子高齢化・限界集落問題の解消。

##### 【自立性】

- ・下川町農業研修道場の運営にあたっては、当分の間は町費で負担するが、農業や関連産業分野にも人材確保が期待できることから、成果が具現化する段階から受益者となる部会各構成団体に運営費の負担を求める。

#### 4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	平成32年 3月末	平成33年 3月末
農業研修道場の設置・運営	1件	1件	1件	0件	0件
新規就農者	0人	2人	4人	4人	4人
関連産業雇用創出数	0人	2人	4人	4人	4人

#### 5 評価の方法、時期及び体制

検証は、毎年度「下川町自治基本条例」の規定により、「下川町総合計画審議会総合戦略部会」において実施をする。また、総合戦略部会は、産学労などの町民8人で構成をする。

さらに、「下川町地域担い手育成総合支援協議会」への付議、及び「下川町農業振興基本条例」の規定により設置する「下川町農業振興審議会」に諮り、検証をする。

検証結果は、毎年度下川町ホームページ等において公表する。

#### 6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 6,000千円

#### 7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

#### 5-3 その他の事業

##### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

##### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

#### 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

#### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### **7-1 目標の達成状況に係る評価の手法**

検証は、毎年度「下川町自治基本条例」の規定により、「下川町総合計画審議会総合戦略部会」において実施をする。また、総合戦略部会は、産学労などの町民8人で構成をする。

さらに、「下川町地域担い手育成総合支援協議会」への付議、及び「下川町農業振興基本条例」の規定により設置する「下川町農業振興審議会」に諮り、検証をする。

### **7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

数値目標に設定している内容について検証する。

### **7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法**

検証結果は、毎年度下川町ホームページ等において公表する。